

2008年1月7日

愛知県知事 神田 真秋 様
愛知県企業庁長 宮島寿男様

愛知県野鳥保護連絡協議会
議長 大羽 康利

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業に関する 見解及び要望

日頃の環境問題に対するご尽力に感謝申し上げます。

愛知県企業庁は豊田市・岡崎市一帯の山林・農耕地660haを改変する「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業」計画を進めております。事業実施に関する環境影響評価方法書への知事意見も2007年11月28日に発表され、現在環境影響評価準備書作成のための現地調査などが行われている段階にあります。

これまで、私達愛知県野鳥保護連絡協議会に参加する個々の会員が環境影響評価方法書への意見書を提出することはありましたが、当連絡協議会として当該事業についての見解を明らかにしたことはありませんでした。

去る12月9日、当連絡協議会として検討した結果、環境影響評価方法書が確定した後ではありますが、当該事業が野鳥及び里山の生態系に与える影響の大きさに鑑み、以下のような見解・要望を私達が持っていることをお知らせする必要があるとの見解に到達しました。

1 本「造成事業」計画は該当地域の里山の生態系に与える影響が余りにも大きく、計画の撤回を含めた再検討を求めます。

該当地域は環境影響評価方法書にあるようにコナラークリ群落、モチツツジーアカマツ群集を広く含んだ生物の多様性に富んだ、典型的な里山の生態系の存在するところです。

同方法書によりますと、該当地域には周辺部(旧下山村及び額田町)を含めて、哺乳類が国指定天然記念物のヤマネ、ニホンカモシカを含む15科28種、鳥類35科104種、両生・は虫類6科16種、魚類が国指定天然記念物のネコギギを含む14科32種がこれまでに確認されているとのことです。

鳥類についてはいわゆる「種の保存法」に基づく国内希少種－オオタカ、クマタカ、ハヤブサ他－を始め、環境省指定(2006年度)のレッドリスト掲載種13種(絶滅危惧ⅠB類4種、絶滅危惧Ⅱ類4種、準絶滅危惧種5種)、愛知県指定(2002年度)のレッドリスト掲載種28種(絶滅危惧ⅠA類2種、絶滅危惧ⅠB類3種、絶滅危惧Ⅱ類9種、準絶滅危惧種14種)が確認されているとのことです。

とりわけ該当地域が、生態系の頂点に立つ猛禽類－ハチクマ(国指定準絶滅危惧種・県指定絶滅危惧Ⅱ類)、オオタカ(国・県指定準絶滅危惧種)、ハイタカ(国・県指定準絶滅危惧種)、サシバ(国・県指定絶滅危惧Ⅱ類)コノハズク、(県指定絶滅危惧ⅠA類)、アオバズク(県指定準絶滅危惧種)、フクロウ(県指定準絶滅危惧種)、ノスリなど多くの猛禽類の繁殖地や餌場となっていることを私達は重視しています。

猛禽類以外にもミゾゴイ（国及び県指定絶滅危惧ⅠB類）、ブッポウソウ（国指定絶滅危惧ⅠB類、県指定絶滅危惧ⅠA類）、ヨタカ（国指定絶滅危惧Ⅱ類、県指定準絶滅危惧種）、サンショウクイ（国・県指定絶滅危惧Ⅱ類）、ジュウイチ・ヤマセミ・アカショウビン・コマドリ・クロツグミ・アカハラ（いずれも県指定絶滅危惧Ⅱ類）等の生息が確認されていることを指摘せざるを得ません。

「トヨタ自動車株式会社が調査を行っていた猛禽類調査結果（平成19年営巣期）の報告」として、愛知県が去る10月3日に行った発表でも、営巣状況が周辺部を含めてオオタカ1ヶ所、サシバ4ヶ所、ハチクマ6つがい程度とされています。

これらの猛禽類・絶滅危惧種は当該事業により生息・繁殖ができなくなる可能性が極めて大きくなります。生物多様性国家戦略が呼びかけられ、「愛知万博の成果」を生かして生物多様性COP10が県内に誘致されようとしている現在、絶滅危惧種の生息環境に重大な影響を及ぼすことが明白である本事業を看過することは、私達にはできません。

環境影響評価方法書は本事業について「（トヨタ自動車株式会社が）次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術や低コスト車技術の商品化等…。…新たな研究開発拠点を早期に確保するため」と述べ、環境に配慮した自動車造りのために本事業が必要であることを明らかにしています。

私達は「環境等に配慮した自動車造りのための新たな研究開発拠点」が必要であろうことを一概に否定するものではありません。しかしながら、現在発表されている「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業」は地域の里山の生態系を大規模に喪失させるものとなっていることを深く憂慮しています。

「研究開発拠点」そのものの規模の見直し、代替地の検討など、本事業の撤回を含めた再検討を、真摯に行っていただけるよう強く求めるものです。

2 環境影響評価準備書作成のための現地調査はよりきめ細かに行われるべきです。

昨年7月に発表された環境影響評価方法書によれば「環境影響評価の項目に係る調査」の現地調査は「哺乳類4回（春、夏、秋、冬）、鳥類5回（春、繁殖期、夏、秋、冬）、は虫類・両生類4回（早春、春、夏、秋）、魚類2回（春、夏）」となっており、環境影響評価準備書は1年後には作成されると伺っております。それぞれの調査が1回に何日行われるのか明らかではありませんが、示された調査回数で現地の動物の生息・繁殖状況を正確に把握するの非常に困難と言わざるを得ません。

私達は鳥類に関しては最低月に2回の調査を2年間は必要と提案を致します。夜間の調査が行われるべきであることも当然のことと考えます。